（地方税法施行令の一部改正）

第五条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「第七十二条の十第一項第二号」を「第七十二条の十三第一項第二号」に改め、同条第二号中「第七十二条の十第一項第四号」を「第七十二条の十三第一項第四号」に改める。

第五十二条の二の二第一項第一号中「第七十二条の八第一項第一号」を「第七十二条の十第一項第一号」に改める。

第五十四条の十八第一項第二号及び第七号中「、農業協同組合中央会」を削る。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第六条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第八十六条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「、農業委員会の委員」を削り、同条第七号中「基く」を「基づく」に改め、同条第八号中「基く」を「基づく」に、「又は法律」を「若しくは法律」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第七条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の見出しを「農業委員会及び土地改良区の意見を聴かなくてよい事業計画の決定又は変更」に改め、同条中「第百三十六条ただし書」を「第百三十六条第一項ただし書」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第八条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の八第二十項第一号及び第三十九条の五第二十一項第一号中「第十一条の二十九」を「第十一条の四十八第一項」に改める。

（農業近代化資金融通法施行令の一部改正）

第九条　農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業近代化資金融通法（」の下に「昭和三十六年法律第二百二号。」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「貯蔵」を「保管」に、「第九号」を「第八号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条中「、法第二条第一項第一号」を「、同条第一項第一号」に、「第七号」を「第六号」に、「同条第八号」を「同条第七号」に、「第一条第九号」を「第一条第八号」に、「同条第十号」を「同条第九号」に改める。

（農業信用保証保険法施行令の一部改正）

第十条　農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業信用保証保険法（」の下に「昭和三十六年法律第二百四号。」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「貯蔵」を「保管」に、「第八号」を「第七号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

（指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令の一部改正）

第十一条　指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「選挙による」を削り、「選挙される」を「任命される」に改め、同条第二項中「の委員」の下に「、農地利用最適化推進委員」を加える。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第十二条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「第十一条の十八第一項第四号」を「第十一条の六十六第一項第四号」に改める。

（所得税法施行令の一部改正）

第十三条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第三号及び第二項中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に、「農業協同組合法第七十二条の十五第二項」を「同法第七十二条の三十一第二項」に改める。

（法人税法施行令等の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「第十一条の十三」を「第十一条の三十二」に改める。

一　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第百十九条の二第三項第三号、第百五十六条の四第一項第三号イ、第百五十九条第一項第一号、第二項及び第三項、第百六十四条第四号ロ並びに附則第十五条第二項第一号

二　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第三十条の二第三項

三　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第四十五条第三項

（小規模企業共済法施行令の一部改正）

第十五条　小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改める。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第十六条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四の十第五項の表農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う同法第五条に規定する組合及び同法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者の項中「第五条」を「第四条」に、「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同表農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う同法第五条に規定する組合の項中「第五条」を「第四条」に、「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第十七条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号を次のように改める。

二　農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は農事組合法人

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十八条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出し中「都府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同条中「第百三十六条ただし書」を「第百三十六条第一項ただし書」に改める。

（農業経営基盤強化促進法施行令及び種苗法施行令の一部改正）

第十九条　次に掲げる政令の規定中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

一　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）第五条第一号

二　種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）第五条

（農住組合法施行令の一部改正）

第二十条　農住組合法施行令（昭和五十六年政令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第九十九条第十項の項中「都道府県知事」を「都道府県知事は」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「（第十条第一項第三号（信用事業）を「（同号」に、「第四十六条の五第二項」を「第四十六条の四第二項」に改め、同条第二項第二号中「備え置かれた組合員名簿」の下に「又は会員名簿」を加え、同項第五号中「第二十七条の二第二項（会員名簿」を「第二十七条第二項（組合員名簿」に改め、「備え置かれた」の下に「組合員名簿又は」を加え、同項第六号中「備え置かれた組合員名簿」の下に「又は会員名簿」を加える。